

世田谷美術館ミュージアムアテンダント業務提案募集実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

世田谷美術館ミュージアムアテンダント業務

(2) 目的

世田谷美術館は、昭和61年3月、区民が美術文化を享受するとともに、自ら学び、創造し、交流することにより、教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するために、設置された。その基本的性格として「区民生活に密着した美術館」、「教育的な役割を重視する美術館」、「美術文化の交流の場としての美術館」、「太陽と緑に包まれた公園美術館」を目指している。

世田谷美術館がより多くの方々に親しまれ、愛されるため、展覧会事業においてその最前線に立ち、美術館の顔ともいべきミュージアムアテンダント（以下MAという）業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 委託業務内容

世田谷美術館MA業務。主な業務は下記のとおり。詳細は実施説明書を参照。

- ① チーフ業務（従事員の執務管理、勤務表作成等）
- ② 受付業務（総合案内、入場券販売等）
- ③ 監視業務（展示室内監視、展覧会入場者数管理等）
- ④ ミュージアムショップ業務（商品の販売、在庫管理補助等）

(4) 契約期間

契約の日から平成34年3月31日までとし、契約は単年度ごとに締結する。

2 提案限度額

21,000千円（契約日～平成30年3月31日）

72,000千円（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（ともに消費税及び地方消費税を含む。）とする。提案額についてはそれぞれの期間別に記載すること。なお、参考見積書の提案額が提案限度額を超過した場合は失格とする。労働報酬下限額は1時間当たり1,020円とするので、積算に当たっては適切に反映すること。また、事前研修分を含むものとする。

3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない者にあつては、平成29年9月5日現在で、引き続いて2年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあつては、法人税または所得税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続または再生手続を開始していないこと。
- (5) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に掲げる暴力団または暴力団員、「世田谷区暴力団排除活動推進条例」第2条に掲げる暴力団員や関係者等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 美術館MA業務に関する十分な経験や豊富なノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材、事業資金等の経営基盤を有する法人事業者で、公立美術館において、平成20年4月1日から平成29年3月31日までの間に、元請として合わせて3年以上のMA業務を履行した実績があること。

4 選定日程

- | | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 平成29年 9月 5日 (火) |
| (2) 説明書の交付期間 | 平成29年 9月 5日 (火)
～9月22日 (金) |
| (3) 現場見学会 | 平成29年 9月14日 (木) |
| (4) 参加表明書受付期間 | 平成29年 9月 5日 (火)
～9月22日 (金) 午後5時必着 |
| (5) プロポーザル招請通知 | 平成29年 9月26日 (火) |
| (6) 質問受付期間 | 平成29年10月 3日 (火)
～10月 6日 (金) |
| (7) 質問回答期間 | 平成29年10月11日 (水) まで
(随時回答) |
| (8) 提案書提出期限 | 平成29年10月17日 (火) 午後5時必着 |
| (9) 一次審査（書類審査） | 平成29年10月19日 (木)
～10月26日 (木) |
| (10) 一次審査結果通知 | 平成29年11月 1日 (水) 以降 |
| (11) 二次審査会（プレゼンテーション） | 平成29年11月 8日 (水) |
| (12) 二次審査結果通知 | 平成29年11月10日 (金) 以降 |
| (13) 契約締結日 | 平成29年11月中旬予定 |

5 説明書の公開期間

説明書は、平成29年9月5日（火）から平成29年9月22日（金）までの間、当財団ホームページに掲載する。提案募集の応募に必要な書類は、同ホームページの「お知らせ」からダウンロードする。

また、世田谷美術館ホームページからもダウンロードできる。

6 現場見学会

下記の日時で、現場見学会を行う。当日は資料の配布は行わない。また、改修工事期間中のためヘルメット（当館で貸与）の着用が必要となる場合がある。

(1) 日時

平成29年9月14日(木) 午後3時より

(2) 申込方法

参加希望者は「15 担当部署」までメールまたは郵送により、申し込むこと。

郵送の場合、書式は問わない。平成29年9月12日(火) 午後5時必着とし、1社につき2名までとする。

7 参加表明書の提出

提案募集に応募する事業者は、平成29年9月22日(金) 午後5時【必着】までに、参加表明書を「15 担当部署」まで持参または郵送。持参する場合は、午前10時から午後6時までの間に限る。

8 質疑・回答

(1) 質問書の提出期間

別紙「質問票」を使用し、「15 担当部署」まで電子メールにより提出する。なお、質問は参加表明書提出業者に限り、電話及び事務室での質問には応じない。

(2) 提出期間

平成29年10月3日(火) から6日(金) 午後6時まで

(3) 回答方法

質問への回答は、参加表明書を提出した事業者すべてに、平成29年10月11日(水) までに電子メールにより随時通知する。

9 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

10 事業者を選定するための評価項目

提案書は、以下の内容について採点方式により評価する。

(1) 企業信頼度

(2) 事業者及び担当者の実績及び経歴等

(3) 業務の実施体制

(4) 業務の実施に必要な内容についての理解度等

(5) 業務実施方針

(6) 提案内容の明確性、実現可能性

(7) 見積金額及び内容の妥当性

11 提案書の審査方法

提出された提案書の審査は、以下のとおり二段階審査方式で行い、上記「評価項目」により選定委員会が審査し、選定する。

(1) 一次審査(書類審査)

日時: 平成29年10月19日(木) ~ 26日(木)

- ・書類審査を行い、提出者多数の場合、二次審査対象者を3社程度選定する。
 - ・一次審査の結果は、11月1日（水）以降に全提出者へ電子メールにて通知する。
- (2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

日にち：平成29年11月8日（水）

場所：世田谷美術館内会議室

- ・場所、時間等の詳細は、二次審査対象者に別途通知する。
- ・提案書の内容について、プレゼンテーション15分、質疑応答15分程度とする。
- ・説明に用いる資料は提案書のみとし、新たな資料等の提出は認めない。
- ・出席できる提出者の人数は、業務責任者を含め3名までとする。

12 審査結果の通知期日及び方法

審査結果は、平成29年11月10日（金）以降に文書にて通知する。

13 契約の締結

審査の結果、選定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は評価により順位付けされた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。なお、平成30年度以降の契約については前年度の履行状況が良好であること及び当該年度の予算配当を条件とする。

14 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提出者は、失格とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、提案書の著作権は提出事業者に帰属するが、（公財）せたがや文化財団において情報開示等が必要な場合は、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した業務責任者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の者であることを示し、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約保証金：免除
- (7) 契約書作成の要否：要
- (8) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無
- (9) 関連情報を入手するための照会方法
（公財）せたがや文化財団ホームページ、（公財）せたがや文化財団各施設など
- (10) （公財）せたがや文化財団は、情報公開規程に基づき、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

15 担当部署

公益財団法人せたがや文化財団 世田谷美術館総務部

担当：武藤

〒157-0075 世田谷区砧公園1-2

電話 03-3415-6393 FAX 03-3415-6413

E-mail: s-mutou@samuseum.gr.jp

(月曜日を除く午前9時30分から午後6時まで)

